

《 給食届 記入要領 》

令和 年 月 日	給食届を保健センターに提出する年月日を記入。
広島市__保健センター長	管轄の保健センター名を記入。
設置者の住所・氏名	給食施設の設置者の住所・氏名を記入。 (法人にあっては、給食施設の設置者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記入。)
給食施設の名称	給食を実施している施設の名称を記入。
給食施設の所在地	給食を実施している施設の郵便番号、住所 及び 電話番号を記入。
給食施設の種類※1	あてはまる番号に○をする。 ※1 給食施設の種類 ① 認定こども園については、次のように分類する。 ・幼稚園型…「1 学校」 ・幼保連携型、保育所型、地方裁量型…「6 児童福祉施設」 ② 「5 老人福祉施設」は、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の3に規定する施設(養護老人ホーム、特別養護老人ホーム等)とする。同法で規定されていない有料老人ホーム等は、「12 その他」とする。

届け出る内容により、あてはまる番号(1～4)に○をつけ、必要事項を記入。

1 開始

給食の開始(予定)日	給食を開始した(又は開始予定の)年月日を記入。
1日の予定給食数 及び 各食ごとの 予定給食数	原則、栄養管理を行う対象に対し供給する予定給食数※2を記入。 ただし、以下の施設については次のとおり取り扱う。 ※ 病院:許可病床数 ※ 介護老人保健施設・介護医療院・老人福祉施設:入所定員数 ※ 児童福祉施設※3:定員数 ※ 一般給食センター: 食事を供給する施設の予定給食数の合算 ※2 予定給食数 合計には、その他(間食、夜食、デイサービス、デイケア、職員の食事の数)は含まない。 ※3 児童福祉施設 認定こども園は、1号認定の給食が選択制ではなく、かつ週4日以上給食を供給している場合、2号認定及び3号認定の予定給食数(=定員数)に1号認定の予定給食数(=定員数)を合算する。
管理栄養士 及び 栄養士の人数	<u>栄養の指導※4に従事している常勤※5の管理栄養士・栄養士の人数を記入。</u> (業務委託をしている場合は、直営・委託の合計人数を記入。) また、次のいずれかに当てはまる者がいる場合は、()内に人数を記入。 ① 管理栄養士又は栄養士以外の職名で採用されている者であっても、資格を有して、実際に栄養の指導に従事している者。 ② 他施設と兼務し、当該施設に所定労働時間※6の3/5以上を勤務している者。 ※4 栄養の指導 <(公社)日本栄養士会の位置づけ> 「食事の提供(給食)」 「栄養指導」 「栄養状態の管理(栄養管理)」で構成され、地域連携や食環境の整備などの行為も含まれる。 ※5 常勤 雇用形態(正規、嘱託、臨時、派遣の別)にかかわらず、1週間の所定労働時間が40時間程度(1日8時間・週5日勤務等)の者。 ※6 所定労働時間 就業規則等において、通常の労働者が労働契約上労働すべき時間として定められた時間。

2 変更

変更事項	届出内容に変更があった場合、変更前・変更後の内容 及び 変更年月日を記入。
------	---------------------------------------

3 休止

休止期間	給食を休止する(1か月以上)場合、休止する期間の年月日を記入。 再開後、届出事項に変更がある際には変更届を提出。
------	---

4 廃止

廃止年月日	給食を廃止する場合、廃止年月日を記入。
-------	---------------------

【備考】

給食施設とは、特定かつ多数の人に継続的に食事を提供する施設をいい、健康増進法、健康増進法施行規則及び広島市健康増進法施行細則に基づき、次のように分類している。

- (1) 特定給食施設: 1回100食以上又は1日250食以上の食事を供給する施設
- (2) 給食施設: 1回50食以上100食未満又は1日100食以上250食未満の食事を供給する施設